2026年度 U-16中国トレセンリーグ　開催要項

１．目　　的　　中国地域のＵ－１６年代の強化・育成のためにレベルの拮抗した『厳しい試合』を経験することを通して、選手個々及びチームのレベルアップを図り、中国からより多くの日本を代表する選手の輩出を目的に年間を通して開催する。

２．主　　催　　中国サッカー協会

３．主　　管　　中国サッカー協会技術委員会・各県サッカー協会

４．参加資格

（１）（公財）日本サッカー協会加盟登録選手（外国籍選手でもその選手の参加が他の選手にプラスと考えられる場合、参加を承認する。）

（２）２０１１（平成２３年）年１月１日以降の出生の者

（３）日常的にトレセンで活動している者

（４）健康であることを証明された者

５．競技規則

（１）（公財）日本サッカー協会の「２０２６～２０２７年度サッカー競技規則」による。

（２）登録選手は22名以下とする。

（３）交代に関しては、最大11名の交代要員の中から、11名までの交代が認められる。
ただし、後半の交代回数は3回とする。ＧＫについては適用しない。
また、全ての交代要員が交代した後にピッチ内の選手が負傷のため、プレーが続行不可能となった場合はリエントリーを認めることとする。

（４）本リーグ戦において退場を命ぜられた選手は次の1試合に出場できず、それ以降の処置については、中国規律委員会において決定する。また、当該選手の所属県U-16トレセン責任者は、当該選手の所属チームおよび次大会関係者に速やかに報告する。

（５）本リーグ戦中に警告を2回受けた者は、本リーグ戦の次の1試合に出場できない。また、本大会以外の公式戦については適応しない。

６．形　　式

５県１回戦総当りリーグ戦

（１）試合時間　男子は80分とする。（40分・15分・40分）
女子は50分とする。（25分・10分・25分）

（２）順位の決定は勝ち点制とする。勝ち……３点、引き分け……１点　負け……０点とし、勝点が同点の場合は次の優先順位により順位を決定する。
①得失点　②総得点　③当該チームの勝敗　④抽選

７．開催期間　　男子　２０２６年９月６日(日)～１２月６日(日)
女子　２０２６年９月２７日(日)、３月１４日(日)

８．試合日程

男子　試合順については各県運営を考慮

第１節２０２６年９月６日(日)	１１：００～	岡山県 vs 山口県
岡山会場(作陽学園グリーンスクエアフィールド)	１３：３０～	鳥取県 vs 島根県
第２節２０２６年９月２７日(日)	１１：００～	鳥取県 vs 広島県
鳥取会場(鳥取県フットボールセンター大山)	１３：３０～	島根県 vs 岡山県

第３節２０２６年１０月２５日(日)	１１：００～	島根県 vs 広島県
島根会場(吉賀真田グラウンドよしかみらい)	１３：３０～	山口県 vs 鳥取県
第４節２０２５年１１月２２日(日)	１１：００～	広島県 vs 山口県
広島会場(北広島町大朝グランド人工芝 B)	１３：３０～	岡山県 vs 鳥取県
第４節２０２６年１２月６日(日)	１１：００～	山口県 vs 島根県
山口会場(高川学園第２グラウンド)	１３：３０～	広島県 vs 岡山県

女子　試合順については運営や移動を考慮

第１節２０２６年９月２７日(日)	１０：３０～	広島県 vs 岡山県
広島会場(みよし運動公園人工芝)	１１：４０～	島根県 vs 山口県
	１２：５０～	岡山県 vs 鳥取県
	１４：００～	広島県 vs 島根県
	１５：１０～	山口県 vs 鳥取県
第２節２０２７年３月１４日(日)	１０：３０～	広島県 vs 山口県
広島会場（庄原上野総合公園）	１１：４０～	鳥取県 vs 島根県
	１２：５０～	山口県 vs 岡山県
	１４：００～	鳥取県 vs 広島県
	１５：１０～	島根県 vs 岡山県

９．会　　場　　（男子）

山口県　高川学園第2グランド　（人工芝）
〒747-0021　山口県防府市国分寺町8-8
TEL　0835-33-0101

岡山県　作陽学園グリーンスクエアフィールド　（人工芝）
〒713-8588　岡山県倉敷市玉島八島1541-1
TEL ： 086-441-1281

鳥取県　鳥取県フットボールセンター大山　（人工芝）
〒689－3214 鳥取県西伯郡大山町加茂2663
TEL　0859-54-2211

島根県　吉賀真田グラウンドよしかみらい　（人工芝）
〒699-5521 島根県鹿足郡吉賀町真田1120
TEL　0856-77-1328

広島県　北広島町大朝グランド人工芝　（人工芝）
〒731-2103　山県郡北広島町新庄804番地1
TEL　080-2940-8869

（女子）

広島県　広島県三次市みよし運動公園　（人工芝）
〒728-0023 広島県三次市東酒屋町敦盛493
TEL　0824-62-1994

広島県　広島県庄原市上野総合公園　（天然芝）
〒727-0011 広島県庄原市東本町1丁目27-27
TEL　0824-72-7201

10. 経　　費

（１）参加料　　通年分　各県　４０，０００円【会場運営費・審判経費等とする】
内訳：男子2万円　女子2万円

（２）納入期限　　２０２６年８月２８日（金）

（３）納 入 先

男子

ゆうちょ銀行　一般社団法人　中国サッカー協会　代表理事　宗政　潤一郎
【店番】518　【預金種目】普通預金　【口座番号】6109273

女子

ゆうちょ銀行　一般社団法人　中国サッカー協会　代表理事　宗政　潤一郎
【店番】518　【預金種目】普通預金　【口座番号】6109303

〇振込み名「〇〇県サッカー協会トレセンリーグ」とする。※個人名は不可
〇補助金交付・収支報告について各県協会単位で適正な会計処理をし、リーグ責任者が集約し、中国サッカー協会事務局に報告する。
〇選手・監督スタッフの宿泊費・交通費等については、各県サッカー協会で負担する。
〇審判・役員経費（旅費、日当），会場運営費については、中国サッカー協会で負担する。

11. そ の 他

~~(1)　本リーグ2ndステージの結果を８月の中国ブロック大会少年男子と少年女子の組み合わせへ反映させる。~~

(2)　中国サッカー協会審判委員会より審判団を派遣していただく。マッチコミッショナー・会場責任者・記録役員については開催県で準備する。

(3)　各試合にて**ウェルフェアオフィサー（JFAコーチまたはFAコーチ）を配置する**。
・マネージャーズミーティングにおいて、両チームに趣旨を説明する。
・各試合終了後、両チームの監督に本部付近へ集合していたただき、簡潔に試合に関してのテクニカル面の講評をすると同時に、暴力根絶の観点から気づきがあれば伝え、意見交換を行う。
・重大とみなされる案件があった場合は別途対応する。

(4)　リーグ戦期間中の傷病については、主催者は応急処置を行い、その後の治療については各県の責任とする。主催者はその責を負わない。

(5)　各県選手は健康保険証を持参する。

(6)　各県はゲーム用の正･副のユニフォームを用意する。

(7)　試合開始７０分前に代表者ミーティングを行うので、その際ユニフォームとメンバー表３部を持参する。交代用紙は各県で用意する。

(8)　県選手派遣願い（所属学校宛・本人宛）については各県サッカー協会で作成する。

(9)　チームおよびチームスタッフが宿泊を希望する場合は、当該県トレセン担当者と連絡をとり、各県で手配する。

(10)　リーグについての問い合わせについては、前期は各県男女U-16トレセン，後期は各県U-15トレセン責任者まで

(11)　悪天候や交通事故等での対応は**中国プリンスリーグの規定に準じて対応**していく。
■雷に対しては、迅速な対応をする。（JFA版雷に対する対応マニュアル参照）

■大雨・洪水等の警報がでている緊急時の対応については、各県で対応が異なるため、リーグ運営責任者と会場責任者及びチーム責任者が連携をとり判断する。
※**可能な限り試合を消化する方向で判断し対応する。**（予備日設定が困難であるため。）

※予定している試合が施設借用時間内で終了するまで**試合開始時間を遅らせ対応する**。
＜雷に対する対応＞
◇ 各会場の責任者・審判及びマッチインスペクターで対応する。判断に迷う場合は、リーグ運営責任者と協議し決定する。
＜警報発令時に対する対応＞
◇ 各会場の責任者・審判及びマッチインスペクターで対応する。判断に迷う場合は、リーグ運営責任者と協議し決定する。
※大雨・洪水警報等の警報発令時、又は試合運営が困難な気象条件の場合とする。
◇ 試合会場に移動開始前に警報が発令されている場合は、移動せず待機とする。その後の対応は、リーグ運営責任者とマッチインスペクターで協議し、当該チームに連絡する。

■悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、下記のように規定を定める。
◎**可能な限り試合を消化する方向で判断し対応する**。（予備日設定が困難であるため。）
予定している試合が施設借用時間内で終了することができるまで試合開始時間を遅らせ対応する。やむを得ず中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号から**リーグ運営委員会（リーグ運営責任者）**が決定する。
〇規定試合時間（90分）の再試合
〇中止時点からの再開試合
〇中止時点での試合成立（**後半25分以降は試合成立とする**）

■いずれか一方のチームが試合開始時間に遅れた場合、相手チームは試合ができる範囲で可限り待機しなければならない。最終判断は、**リーグ運営委員会（運営責任者）**の判断によるものとする。

■試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合、**その帰責事由のあるチームが原則として0対3で敗戦**したものとする。以降、当該チームの試合は予定通り開催する。
＜ チームの責にも帰すべからざる事由確認事項 ＞
〇JR・私鉄・路線バス・貸切バス（業者バス、マイクロバス）を公共交通機関と捉える。
〇遅延理由
① 事故によるJR・私鉄の遅延。
② 事故渋滞による路線バスの遅延（渋滞による路線変更がないため）。
③ 高速道路の通行止め（事故等）による遅延。